

介護保険制度における人事給与制度の在り方検討会設置要綱

令和 7 年 4 月 1 6 日

7 福祉高介第 1 2 0 号

(目的)

第 1 条 運営主体やサービス種別など、多様な特性を持つ介護業界における人事給与制度の実態や課題を把握し、その在り方を検討するため、介護保険制度における人事給与制度の在り方検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(検討事項)

第 2 条 検討会では、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 介護保険制度における介護職員等の人事・給与制度検討に関する業務委託において実施する調査に関すること。
- (2) 昇給制度を安定的に普及定着させていくための課題や解決策に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(構成)

第 3 条 検討会は、次に掲げる者のうちから、東京都福祉局長（以下「局長」という。）が委嘱する委員で構成する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 保健医療又は福祉関係者
- (3) 保険者
- (4) その他局長が適当と認める者

2 特別の事項について検討を行うため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

3 専門委員は、局長が委嘱する。

(委員の任期)

第 4 条 委員（専門委員を含む。以下同じ。）の任期は、2 年以内において局長が定める期間とする。

2 委員に欠員が生じた場合、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 検討会に委員長を置き、委員長は、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、検討会の会務を総括し、検討会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指定する者が委員長代理としてその職務を行う。

(検討会の招集等)

第 6 条 検討会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、第3条に掲げる者のほか、有識者等に検討会への出席を求めることができる。

(部会)

第7条 検討会に、その検討を補佐するため人事給与部会及び制度部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 部会は、検討会が定める事項について調査及び検討を行う。
- 3 部会の委員は、局長が委嘱し、又は任命する。
- 4 部会の委員の任期は、2年以内において局長が定める期間とする。
- 5 部会の委員に欠員が生じ新たに委員を委嘱し、又は任命した場合、新任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長)

第8条 部会に部会長を置き、部会長は、部会の委員の互選によりこれを定める。

- 2 部会長は、部会の会務を総理する。
- 3 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指定する者がその職務を代行する。

(部会の招集等)

第9条 部会は、部会長が招集する。

- 2 部会長は、必要があると認めるときは、第7条に掲げる者のほか、有識者等に部会への出席を求めることができる。

(幹事)

第10条 委員会における検討の充実及び効率化を図るため、委員のほかに幹事を設置する。

- 2 幹事は、局長が任命する。
- 3 幹事は、委員会及び専門部会に出席し、検討に必要な情報を提供する。

(会議の公開)

第11条 検討会及び部会並びにこれらに係る会議資料及び議事要旨は、原則公開とする。ただし、委員長が公開しないことを適当と認める事項については、非公開とすることができる。

(委員への謝礼の支払)

第12条 検討会又は部会（以下「検討会等」という。）に出席した委員に対し、「東京都附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例」（昭和28年東京都条例第127号）に基づき総務局人事部が定めた報酬額の最低区分に定めるところにより謝礼を支払うこととする。

- 2 謝礼は、月の初日から末日までに開催した検討会等への出席に対する総額を、翌月の末日までに支払うものとする。

(オンラインによる会議)

第 13 条 感染症のまん延防止等の観点から開催場所への参集が困難と判断される場合や効率的な会議運営など、委員長又は部会長が必要と認める場合は、オンライン（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法をいう。以下同じ。）を活用した会議を開催することができる。

2 前項の会議におけるオンラインによる委員の出席は、第 12 条の出席に含めるものとする。映像の送受信ができない場合であっても、音声が即時に他の委員に伝わり、適時的確な意見表明を委員相互で行うことができるときも同様とする。

(庶務)

第 14 条 検討会の庶務は、東京都福祉局高齢者施策推進部介護保険課において処理する。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。